

### 平成 19 年度決算における健全化判断比率の公表

今年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と呼ばれる4つの指標を算定し公表することが義務付けられ、鹿島市の平成19年度決算における比率は下表のようになった。

4指標のうち一つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えると財政再生団体(破綻団体)となり「財政再生計画」を策定・公表し、実質的に国の管理下で財政再建を進める。

鹿島市の平成19年度決算では、どの指標も早期健全化基準を下回り、概ね良好という。しかし、実質公債費比率は18%を越えて起債許可団体となっているので、今後も改善を図っていく必要がある。

市では、これらの指標を監査委員の意見を付して、9月議会に報告した。

指標名	H19 決算の比率	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
① 実質赤字比率	(△2.72%) 黒字決算	13.98%	20.0%	普通会計(鹿島市では一般会計のみ)における赤字額を、標準的な収入である標準財政規模の額で除したもの。なお、赤字の場合は正の数、黒字の場合は負の数(△)での表示となる。
② 連結実質赤字比率	(△7.48%) 黒字決算	18.98%	40.0%	普通会計だけでなく国民健康保険などの特別会計や水道事業などの公営企業会計の実質的な赤字を標準財政規模の額で除したもの。公営企業では赤字の額として資金不足額を用いる。
③ 実質公債費比率	18.5% 許可団体	25.0%	35.0%	平成 17 年度決算から導入された指標で、今回健全化判断比率として法令化された。普通会計の公債費と公営企業会計や一部事務組合の公債費に対する普通会計の負担金の合計額を標準財政規模の額で除したもの。18%以上で起債にあたり県知事の許可が必要な「許可団体」となる。
④ 将来負担比率	91.4%	350.0%	定められていない。	普通会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第3セクター等の将来の負担すべき実質的な負債の合計額を標準財政規模の額で除したもの。起債残高や退職手当、債務負担などが実質的な将来負担の要素となる。

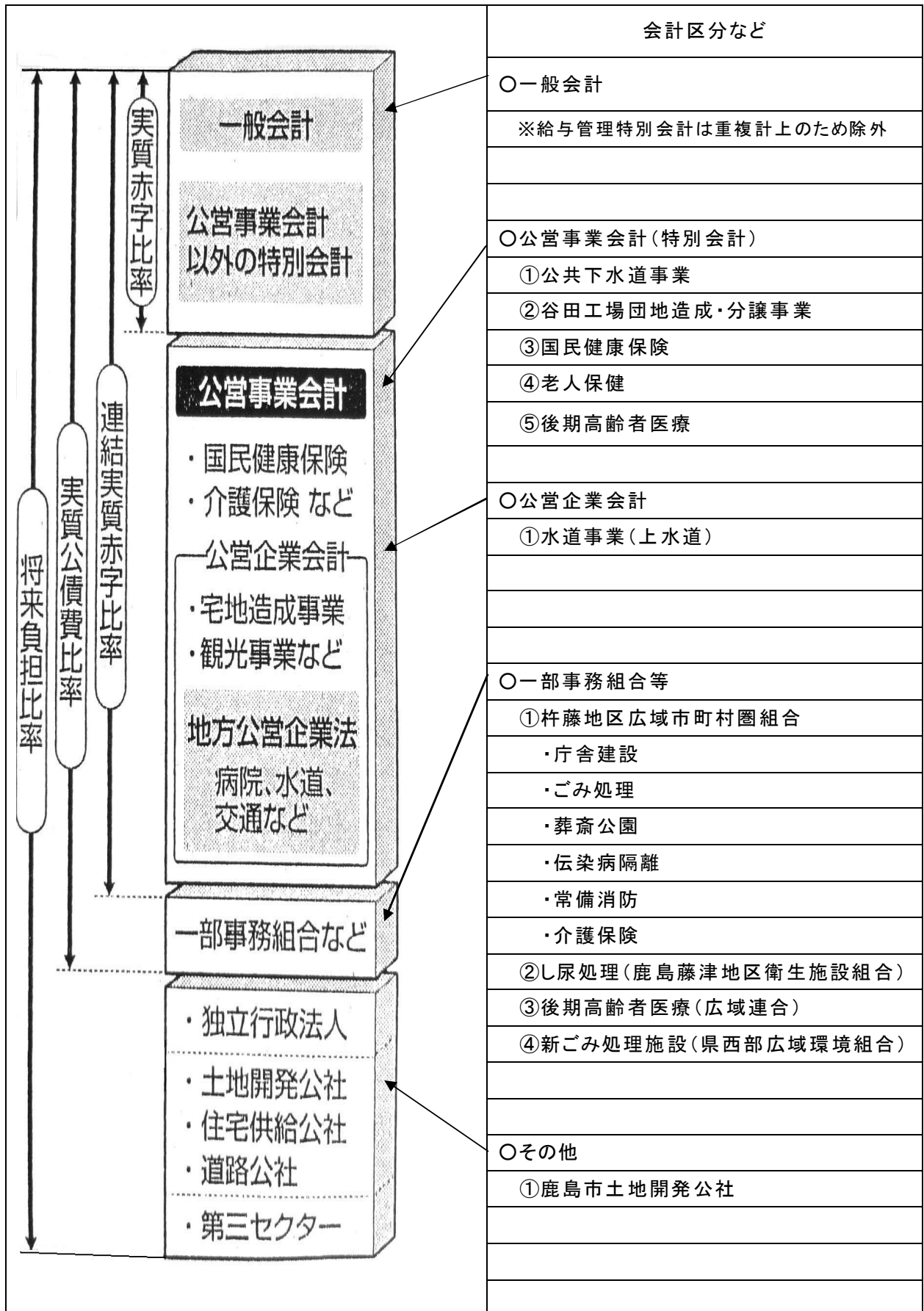
### 平成19年度決算 資金不足比率の公表

健全化判断比率と同じく、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公営企業会計の赤字額に関する指標を算定し、公表することとなった。

3会計とも資金不足額(実質的な赤字額)はなく、良好といえる。

会計名	H19 決算の比率	指標の説明
水道事業会計	黒字のため算定されない	公営企業会計の資金不足額を、事業の規模で除したものの。資金不足額とは流動資産や土地の売却見込額などを考慮した赤字額で、事業の規模とは営業収益を基礎として算出したもの。黒字の場合は算定されず、赤字の場合は正の数の表示となる。
公共下水道事業特別会計	黒字のため算定されない	
谷田工場団地造成分譲事業特別会計	黒字のため算定されない	

## 鹿島市における「四つの財政指標」の対象範囲



## 財政健全化判断比率（四つの財政指標）の算定について

健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標で、平成19年度決算から算定し、監査の意見を付して議会へ報告し、公表しなければならない。

イエローカードにあたる「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、レッドカードにあたる「財政再生基準」を超えると財政再生団体（破綻団体）となり「財政再生計画」を策定・公表し、実質的に国の管理下での財政再建を行う。

### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、標準財政規模（従来の標準財政規模と臨時財政対策債の合計額。以下同じ。）に対する実質収支額の割合で、赤字の規模を示す指標である。

赤字がある場合は正の数値で表示され、黒字の場合は算定上負の数値となる（0%以下は－%と表示）。

平成19年度一般会計決算では、実質収支額は黒字であり、実質赤字比率は△2.72%となった。

また、財政状況が不均衡な状況で早期健全化を図るべき基準である「早期健全化基準」は13.98%、財政状況が著しく悪化し財政再生団体となる基準である「財政再生基準」は20.00%となっており、両基準と比べ良好といえる。

○算式

$$\frac{\text{実質赤字（黒字）額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\Delta 196,583}{7,210,634} \times 100 = \boxed{\Delta 2.72} \quad \text{※黒字決算}$$

○算定結果

### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計、特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足・剰余額の合計の割合で、全会計を合計した赤字の規模を示す指標である。指標の表示については実質赤字比率と同様となっている。

公営企業会計の資金不足・剰余額については、流動資産や土地売却収入見込額等を加味したものとなっている。

平成19年度決算では、国保、老保で赤字となったが、一般会計や水道、谷田工場団地で実質黒字となり、連結実質赤字比率は△7.48%となった。

また、連結実質赤字比率の「早期健全化基準」は18.98%、「財政再生基準」は30.00%となっており、両基準と比べ良好といえる。

○算式

$$\frac{\text{実質収支額及び資金不足・剰余額の合計}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○算定結果

$$\begin{aligned} & \text{一般会計} \quad \text{国保会計} \quad \text{老保会計} \quad \text{水道事業} \quad \text{公共下水道} \quad \text{谷田工場団地} \\ = & \frac{\Delta 196,583 + 318,872 + 65,364 + \Delta 638,595 + 0 + \Delta 88,831}{7,210,634} \times 100 \\ = & \boxed{\Delta 7.48} \quad \text{※黒字決算} \end{aligned}$$

※実質収支額及び資金不足・剰余額の合計については、黒字を負の数で赤字を正の数で算定している。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、平成17年度決算から導入された指標で、標準財政規模から元利償還金への交付税措置額を控除した額に対する、一般会計の公債費や公営企業や一部事務組合の元利償還金に対する一般会計の負担金（準元利償還金）などの実質的な公債費負担額の割合の3ヵ年平均である。

平成19年度決算では、元利償還金や公債費に準ずる債務負担（償還助成）が減少したことなどで3ヵ年平均で△0.1ポイントとなった。

また、「早期健全化基準」は25.0%、「財政再生基準」は35.0%であり両基準内で収まっているが、未だ18%以上で起債許可団体となっており、今後は補償金免除繰上償還や償還助成の繰上償還を実施し、早期指標改善を図っていく。前年度の中期財政計画では、平成21年度決算で18%を下回る見込である。

#### ○算式

公債費充当一般財源（繰上償還等を除く）＋準元利償還金－普通交付税（基需）算入公債費

標準財政規模－普通交付税（基需）算入公債費

#### ○算定結果

H19	1,552,063	+	703,028	−	1,148,395	=	18.25557	} 3ヵ年平均 18.5
	7,210,634	−	1,148,395					
H18	1,583,663	+	713,051	−	1,130,935	=	19.24557	
	7,188,323	−	1,130,935					
H17	1,556,034	+	694,930	−	1,154,326	=	18.07173	
	7,222,577	−	1,154,326					

### ④ 将来負担比率

将来負担比率は、標準財政規模から基需に算入される公債費見込額を控除したものに対する、一般会計の地方債残高や債務負担行為の翌年度以降支出予定額、退職手当負担見込額、公営企業や一部事務組合の地方債残高に対する一般会計の負担分、第3セクターの損失補償などの実質的な負担の合計額の割合で、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率（負債が標準的な収入の何年分にあたるか）を表している。

H19年度末時点では、91.8%となり、「早期健全化基準」の350.0%と比べて良好といえる。「財政健全化基準」は設けられていない。

#### ○算式

地方債残高 + 債務負担行為支出予定額 + 公営企業繰入見込額 + 一組等負担見込額 + 退職手当負担見込額 − 充当可能財源等

標準財政規模 − 基準財政需要額算入見込額等

#### ○算定結果

	10,673,008	+	419,013	+	6,298,864	+	655,789	+	2,325,143	−	14,804,042	
=	<hr/>											
			7,210,634	−	1,148,395							
=	<hr/>											
	91.8											